

# 自治会会費 徴収の方法

自治会会費の徴収は、年三期に分割して行う

(徴収月)	(金額)	(納入日)	
		(班長→担当理事)	(担当理事→副会長)
第1期 4月～7月分	1,000円	5月20日	5月25日
第2期 8月～11月分	1,000円	8月20日	8月25日
第3期 12月～3月分	1,000円	12月5日	12月10日

## \* 自治会会費納付書の扱いについて

納付書は、切り取り線より切り離す。下部領収書には受領年月日・担当班長印等記入捺印し、金額受領とともに相手方に渡す。

上部納付書は、自治会会費納付時に会費を添えて担当理事に渡す。

会員が退会した時の納付済み会費の残高は、原則的に返還しないものとする。

## 納付書見本

自治会会則 21条参照  
世帯主の名前を書いてもらう

2021年度	
大谷第一自治会会費 納付書	
組 班	
( 世帯主氏名 )	
納付者がフルネームで記入してください	
第1期(4月～7月)	1,000円
第2期(8月～11月)	1,000円
第3期(12月～3月)	1,000円
2021年 月 日	
-----キリトリ線-----	
領 収 証	
様	
金 円	
2021年度自治会費 第 期分	
上記金額正に領収致しました	
2021年 月 日	
大谷第一自治会	
担当班長	印

参照：大谷第一自治会 会則  
18条、21条